

令和6年第1回定例会提出議案の説明資料（第3集）

議案 番号	件名	担当部課	頁
43	柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	健康医療部 保険年金課	1

議案第43号 柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号は、国民健康保険法の改正により退職者医療制度が廃止されることに伴い、退職被保険者等に係る規定の整備を行うため、柏市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 退職者医療制度の廃止に伴い、退職被保険者等に係る規定の整備を行うこと（旧第15条から旧第18条まで及び旧第19条の2の5から旧第19条の2の7まで関係）。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

【参考】

退職者医療制度とは、会社等に勤めていた方が医療の必要性が高まる退職後に会社等の健康保険から国民健康保険に移ることによって生じる国民健康保険の医療費負担の増加を抑え、医療制度間の公平を図る目的で創設された制度です。同制度は、経過措置の適用を除き、平成27年3月末に廃止されました。